

大阪歯科大学転学部の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪歯科大学学則第30条の2の規定に基づき、大阪歯科大学（以下「本学」という。）における転学部の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 転学部は、本学に在学する学生で、所属学部及び志望学部の教授会（歯学部であれば主任教授会、医療保健学部及び看護学部であれば教授会。以下「教授会等」という。）が学生の適性上転学部させることによりその能力を伸長させると認められるときに、許可することがある。

(転学部の時期)

第3条 転学部の時期は、学年始めとする。ただし、学長が特に必要と認めたときは、学期の始めとすることができる。

(手続)

第4条 転学部を志望する者は、原則として前条に定める転学部の時期の2か月前までに、転学部願（別記様式）を在籍する学部長に提出しなければならない。

2 転学部願を受けた学部（以下「在籍学部」という。）の学部長は、教授会等の決議を経て、必要な書類を受入学部の学部長あてに送付するものとする。

(受入学部の審査)

第5条 受入学部は、在籍学部から送付された転学部願及び在籍学部での取得単位により審査し、受入の可否及び受入年次を決定する。

2 前項の審査は、受入学部の欠員の状況及び教育上の支障の有無を勘案の上、書類選考及び面接をもって行うものとし、必要に応じて学力試験（小論文を含む。）その他、受入学部において適切と認める方法を加えることができる。

3 受入学部の学部長は、審査の結果を学長及び在籍学部長に報告するものとする。

(転学部の許可)

第6条 転学部の許可は、両学部教授会等の決議を経て学長が行う。

(本人への通知)

第7条 転学部の可否については、決定次第、速やかに出願者に通知するものとする。

(転学部の制限)

第8条 転学部を許可された者は、再び転学部を願い出ることはいない。

(事務の所管)

第9条 転学部にかかる事務は、受入側の学部で行い、歯学部は教務学生課、医療保健学部は医療保健学部事務室、看護学部は看護学部事務室とする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、転学部に関し必要な事項は、各学部の教授会等の議を経て、学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2020年2月27日から施行する。

(規程の改正)

2 この規程は、2021年9月1日に改正した。

3 この規程は、2024年4月1日に改正した。